

《西条市中小企業資金融資制度》

西条市では、中小企業者に対し経営の安定、強化に必要な資金の融資を行うことにより、中小企業の振興に役立てることを目的に地域中小事業者の資金繰りを支援しております。また、新型コロナウイルス感染症による地域経済の減速に対応するため、令和2年度より経営安定化資金融資制度を創設するなど、経営環境の変化に伴う地域中小事業者の資金繰りを支援しております。

| 区 分 | 振興資金 | 経営安定化資金 |
|-----------|--|---|
| 融 資 対 象 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人 ・1年以上継続して同一事業を営んでいる方 ・保証協会の保証対象業種を営んでいる方 ・市税を完納している方 | |
| | ※西条市創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業の修了認定を受けた者については、1年以上の事業継続期間を要しない。 | ※中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号のいずれかの要件に該当し、市の認定を受けた特定中小企業者であること。 |
| 資 金 の 使 途 | 運転資金又は設備資金 | 運転資金 |
| 融 資 限 度 額 | 500万円 | 1,000万円 (振興資金と合算1,000万円以内) |
| 融 資 期 間 | 5年(据置期間を含む。) | 7年(据置期間を含む。) |
| 償 還 方 法 | 元金均等分割払い (据置3箇月以内) | 元金均等分割払い (据置12箇月以内) |
| 融 資 利 率 | 年0.65% (日本政策金融公庫の中小企業事業金利より0.65%減じた利率。下限0.65%) | |
| 信用保証料率 | 年0.45～1.66% (完済後、西条市が全額補助) | 年0.7%、0.8% (完済後、西条市が全額補助) |
| 連 帯 保 証 人 | 個人事業主：原則不要 法人：原則代表者1名 ※令和6年3月15日より、信用保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とすることが可能となります。 (完済後、上乗せ分についても西条市が全額補助) | |
| 担 保 | 原則として徴収しない。ただし、保証協会が必要と認めた場合は、徴収するものとする。 | |
| 取扱金融機関 | 伊予銀行・愛媛銀行・百十四銀行・香川銀行・広島銀行 愛媛信用金庫・東予信用金庫の市内各支店 | |

融資の申込については、上記の取扱金融機関へご相談ください。

制度に関する問合せ先：西条市産業振興課 産業政策係 0897-52-1482